

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【公開番号】特開2003-55262(P2003-55262A)

【公開日】平成15年2月26日(2003.2.26)

【出願番号】特願2002-230696(P2002-230696)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 45/06

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 47/38

【F I】

A 6 1 K 45/06

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 47/38

【手続補正書】

【提出日】平成17年5月2日(2005.5.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

難溶性薬物(フルオロメトロンを除く)とヒドロキシプロピルメチルセルロース、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ポリビニルピロリドン、ポリビニルアルコールから選択される少なくとも1種の水溶性高分子を含有する水性懸濁液剤であって、水溶性高分子の濃度範囲が0.0001~0.01w/v%であり、かつ難溶性薬物と水溶性高分子の割合が難溶性薬物1重量部に対し水溶性高分子0.0005~0.1重量部である難溶性薬物分散粒子の再分散性の良い水性懸濁液剤。

【請求項2】

水溶性高分子がヒドロキシプロピルメチルセルロース、メチルセルロース、ポリビニルアルコールから選択される少なくとも1種である請求項1記載の水性懸濁液剤。

【請求項3】

難溶性薬物がステロイド性抗炎症剤(フルオロメトロンを除く)、消炎鎮痛剤、化学療法剤、合成抗菌剤、抗ウイルス剤、ホルモン剤、血管新生抑制剤、免疫抑制剤、プロテアーゼ阻害剤から選択される少なくとも1種である請求項1または2に記載の水性懸濁液剤。

【請求項4】

点眼剤である請求項1~3のいずれかに記載の水性懸濁液剤。

【請求項5】

点鼻剤である請求項1~3のいずれかに記載の水性懸濁液剤。

【請求項6】

経口剤である請求項1~3のいずれかに記載の水性懸濁液剤。

【請求項7】

ローション剤である請求項1~3のいずれかに記載の水性懸濁液剤。

【請求項 8】

難溶性薬物（フルオロメトロンを除く）とヒドロキシプロピルメチルセルロース、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ポリビニルピロリドン、ポリビニルアルコールから選択される少なくとも1種の水溶性高分子を含有する水性懸濁液剤において、水溶性高分子の濃度範囲が0.0001～0.01w/v%であり、かつ難溶性薬物と水溶性高分子の割合が難溶性薬物1重量部に対し水溶性高分子0.0005～0.1重量部の割合となるよう調製することにより水性懸濁液剤中の難溶性薬物の再分散性を良くする方法。